

## 八尾市告示第463号

令和6年度八尾市建設工事等に係る競争入札の参加資格等について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項、第167条の5の2及び第167条の11第2項の規定に基づき、同令及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）第98条（同規則第102条において準用する場合を含む。）に定めるもののほか、八尾市建設工事等に係る競争入札に参加する者及び令和5年度八尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「参加者名簿」という。）に既に登録されている市内業者で建設工事のうち4業種（土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事をいう。以下同じ。）に係る等級別格付けの見直しを行う者に必要な資格及びその資格登録の申請方法を定めたので、次のとおり告示する。

令和5年11月7日

八尾市長 山本 桂 右

### 記

#### 1 資格要件

八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書提出要領（工事）【令和6年度新規登録受付用】、八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書提出要領（業務）【令和6年度新規登録受付用】、八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書提出要領（工事）【令和6年度業種追加・変更・希望順位変更用】、八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書提出要領（業務）【令和6年度業種追加・変更・希望順位変更用】及び令和6年度八尾市建設工事請負業者等級別格付け見直し申請書提出要領にそれぞれ定めるとおりとする。

#### 2 申請方法

- (1) 参加者名簿に登録されていない者で新たに資格審査を希望するものにあつてはアの方法により、参加者名簿に既に登録されている者で登録業種の追加、変更及び希望順位の変更を希望するものにあつてはイの方法により、建設工事のうち4業種に係る等級別格付け見直しの申請を行う市内業

者にあつてはウの方法により申請すること。

ア インターネットを用いて八尾市業者登録受付システムにより申請を行った後、建設工事に係る競争入札に参加しようとする者は八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書提出要領（工事）【令和6年度新規登録受付用】の「9. 提出書類」の表に掲げる書類（以下「工事申請書等（新規）」という。）を、業務に係る競争入札に参加しようとする者は八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書提出要領（業務）【令和6年度新規登録受付用】の「9. 提出書類」の表に掲げる書類（以下「業務申請書等（新規）」という。）をそれぞれ作成して受付期間内に郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスに限る。以下同じ。）により提出すること（持参不可）。

イ 建設工事に係る競争入札に参加しようとする者は八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書提出要領（工事）【令和6年度業種追加・変更・希望順位変更用】の「9. 提出書類」の表に掲げる書類（以下「工事申請書等（追加変更）」という。）を、業務に係る競争入札に参加しようとする者は八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書提出要領（業務）【令和6年度業種追加・変更・希望順位変更用】の「9. 提出書類」の表に掲げる書類（以下「業務申請書等（追加変更）」という。）をそれぞれ作成して受付期間内に郵送により提出すること（持参不可）。

ウ 令和6年度八尾市建設工事請負業者等級別格付け見直し申請書提出要領の「7. 提出書類」の表に掲げる書類（以下「工事申請書等（等級別格付け見直し）」という。）を作成して受付期間内に郵送により提出すること（持参不可）。

- (2) 工事申請書等（新規）、業務申請書等（新規）、工事申請書等（追加変更）、業務申請書等（追加変更）及び工事申請書等（等級別格付け見直し）（以下これらを「提出書類」という。）は、令和5年11月7日（火）から同年12月20日（水）までの期間（以下「配布期間」という。）に、本市のホームページからダウンロードすることとし、ダウンロードできない場合は、配布期間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午

まで及び午後1時から午後5時までの間において、次号に規定する場所で配布する。

- (3) 提出書類の配布場所及び内容に関する問合せ先は、次のとおりとする。

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市総務部契約検査課契約係工事担当（八尾市役所本館4階）

電話（072）924-3834（直通）

- (4) 提出書類の受付期間は、令和5年11月7日（火）から同年12月20日（水）までとする。なお、受付期間内の郵便局の受領日付が封筒に表示されたものは、受付期間内に到達したものとする。

- (5) 提出書類の郵送の宛先は、次のとおりとする。

〒581-0003

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市総務部契約検査課契約係工事担当

- 3 この申請に基づき入札参加資格を有すると認めた者の有効期間は、1年間（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）とする。
- 4 この申請に基づき等級別格付け見直しを行った者の格付け有効期間は、1年間（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）とする。